

自立支援・重度化防止の取組について

1 介護予防ケアマネジメント検討会議（自立支援型地域ケア会議）について

(1) 概要

介護保険の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」に立ち返り、多職種協働でケアマネジメントを検討することにより高齢者の QOL（生活の質）の向上とケアマネジメントの質の向上をめざすことを目的に、平成 29 年度より実施している。

介護サービス等の利用開始から 3 か月後を目途に、担当ケアマネジャーやサービス提供事業者同席のもと、専門職が協働で対象者の生活課題について意見交換を行い、どの程度生活課題を改善できたか、自立支援にどの程度寄与したか等を検証している。さらに、各専門職が、生活課題の解決に向けた適切な目標設定や、サービス提供内容の工夫や見直し、住環境の改善、セルフケアの促進などについて、担当ケアマネジャーやサービス提供事業者に対して助言を行っている。

また、生活課題をよりの確に把握し具体的な議論を行うため、会議開催に先立ち、リハビリ専門職（理学療法士又は作業療法士）による「アセスメント訪問」を実施している。

(2) 対象者

以下のいずれかの条件に該当する要支援、又は事業対象者から抽出

- ・新規でサービスを利用する方
- ・認定更新時期を迎え、支援内容（ケアプラン）について再検討を要する方
- ・自立を妨げている要因に生活不活発等があり、適切な介入により自立が見込める方
- ・長期間ケアプランに変化がなく、同じサービスを継続している方
- ・認定を受けているが、サービス未利用の方

2 アセスメント訪問について

(1) 概要

ケアマネジャーだけでは気付きにくい視点を補い、利用者の意欲や ADL にあわせた適切な目標設定など、自立支援に向けたケアマネジメントにかかる具体的な支援を行うことを目的として、ケアプラン作成のためケアマネジャーが対象者を訪問する際に、リハビリ専門職が同行し、利用者の身体状況、住環境、活動量等について専門職の視点から評価を行う。令和 2 年度開始。

(2) 令和 2 年度以降の訪問実績

R2	R3	R4	R5
62 件	58 件	66 件	63 件

※令和 5 年度は 12 月末時点

(3) アセスメント訪問事業所

令和 5 年 7 月～アセスメント訪問を行うリハビリ専門職の事業所を 1 ヶ所から 4 ヶ所に増やし、多くの件数に対応できるよう変更。

(4) アセスメント訪問の効果

①支援者側から見た効果

- ・具体的な目標設定とそれに対応したサービス利用
- ・自立に対する意識の変化、モチベーションの向上
- ・他職種に確認、多職種で検討すべき項目の明確化

②利用者側から見た効果

- ・具体的な目標に向けたリハビリの実施とモチベーションの向上
- ・自立に対する意識の変化
- ・セルフケアの実施

3 次年度以降の方向性について

(1) 介護予防ケアマネジメント検討会議の見直し

アセスメント訪問、介護予防ケアマネジメント検討会議をより多くの方に、効果的に実施できるよう見直しを行う。

見直し案 (R6～)	R5 ・アセスメント訪問→(約3か月後)ケアマネジメント検討会議で検討
下線部を 追加	R6 ・ <u>アセスメント訪問のみで終了</u> ・アセスメント訪問→(約3か月後)ケアマネジメント検討会議で検討

アセスメント訪問のみで終了できるケースは終了し、助言が必要なケースのみケアマネジメント検討会議の対象とする。

(2) アセスメント訪問・介護予防ケアマネジメント検討会議の周知を強化

介護予防ケアマネジメント検討会議の課題の一つに事業の認知度の低さ、事業への理解、対象者像の分かりにくさがある。

ケアマネジャー連絡会等の機会を捉え、リハビリ専門職等が利用者の身体状況、住環境、活動量等について評価し、助言することで、対象者の状態を改善しサービスの選択がより一層可能となるなどの効果を伝え、「事業の分かりにくさ」の解消につなげる。

課 題	事業の認知度の低さ、事業への理解、対象者像の分かりにくさ
対応案	ケアマネジャー連絡会等の機会を捉え、長寿支援課職員やリハビリ専門職による事業内容や効果を説明し、「分かりにくさ」を解消し、利用につなげていく